

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 指定物質

法第二条第四項に規定する指定物質として、一・三・五・七・テトラアザトリシクロ[三・三・一・一]^{三七}
デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）を追加すること。

（第三条の三関係）

第二 施行期日

- 一 この政令は、平成二十四年十月一日から施行するものとする。